8 ポイント基準について

（1）地域計画策定ポイント

	項　　目	点数
新設	**地域計画が策定されていること**	５点

（2）広域連携等ポイント

項　　目	点数
連携組織を設立して、複数の集落営農が広域連携して本事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む	５点
他の集落営農と連携して、規約に基づいて農業機械の共同利用、農産物の共同販売等に取り組む	３点

（3）目標ポイント

項　目	目標年度（R8）までに実現すること	点　数
1　継続的な発展のための体制の確立		
（1）人材の確保	目標年度までに常時雇用者（年間7ヶ月以上雇用される者）を増加する	５点
（2）人材の育成	目標年度までに雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画を策定する（既に策定している場合も対象）	５点
新設 （3）円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。	３点
（4）農地の集積	目標年度までに農地バンクを通じた利用権設定等の面積を拡大する	面積割合に応じて １点～３点
（5）経営の高度化	目標年度までに法人化する、就業規則を策定する、複式簿記を導入する又はGAPを導入する（既に導入等している場合も対象）	１取組２点 最大４点

（3）目標ポイント

項　　目	目標年度（R8）までに実現すること	点　　数
２　継続的な発展のための収益性の改善		
（1）事業の周年化	目標年度までに周年作業体系を確立する（既に周年作業体系を確立している場合も対象）	５点
（2）高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	増加金額に応じて１点～５点
（3）加工品や直売等を導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	増加金額に応じて１点～５点
（4）農作業の省力化	目標年度までに基幹作業（耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等）の労働時間を削減する	削減割合に応じて１点～３点

（4）付加ポイント

項　目	内　　容	点　数
（1）リスクへの備え	申請時点において、農業版BCPを策定している、又は収入保険等に加入している	１点
変更 （2）環境への配慮	申請時点において、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	２点
	化学農薬や化学肥料の削減を行う	１点
（3）輸出の取組	申請時点において、既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている	１点

（5）都道府県ポイント

項　目	内　　容	点　数
都道府県加算ポイント	前年度の助成対象者の実績等を踏まえ、都道府県ポイントを加算（取組初年度を除く。）	前年度の目標を達成した項目の割合に応じて加点 １点～10点